

「移行期正義の現状と課題」 セミナーの記録

記

日時：2009年4月30日（木）午後2～4時

場所：東京ウイメンズプラザ 第一会議室

プログラム：

1. 主旨説明

長 有紀枝 認定 NPO 法人難民を助ける会理事長

認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォーム共同代表理事

立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科教授

2. 講演「紛争後社会における国際刑事裁判の修復正義的な役割について」（45分）

藤原 広人：国連旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)検察局犯罪分析官

藤原広人（ふじわら・ひろと）

1966年北海道室蘭市生まれ。国際基督教大学（ICU）教養学部社会科学科卒。日本長期信用銀行勤務を経て、国際基督教大学大学院行政学研究科およびオランダ・ライデン大学法学部大学院修了（国際公法専攻）。UNHCR ウガンダオフィスにて難民保護官として勤務（1993～1995年）後、1995年よりICTY 検察局に勤務。旧ユーゴ諸国における、戦争犯罪・ジェノサイド等国際犯罪の証拠分析に従事し現在に至る。ベルギー・ルーバン大学法学部博士候補。

3. コメント：

古谷 修一：早稲田大学大学院法務研究科・教授（20分）

古谷修一（ふるやしゅういち）

早稲田大学大学院法学研究科・博士後期課程中退、香川大学法学部教授を経て現職。国際刑事法、国際刑事裁判を主な研究対象とするとともに、現在は国際法協会（ILA, International Law Association）の活動の一環として、武力紛争後における被害者救済の法的枠組みに関しても研究を進めている。Co-Rapporteur of the ILA Committee on Reparation for Victims of Armed Conflicts、Member of the ILA Committee on the International Criminal Court。

4. 質疑応答

セミナー名：移行期正義の現状と課題

講義名：国際刑事法廷と修復正義 - 旧ユーゴスラビア国際刑事法廷からの現場報告 -

講師：藤原広人氏（旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所）

国際刑事法廷の系譜として、第二次大戦後に国際裁判が始まったが、戦勝国の判事・検事のみ構成という状況があった。冷戦崩壊後、1993年に旧ユーゴの戦争犯罪（ジュネーブ条約に規定された戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪）に対する国際法廷旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）を安保理が設置し、翌年にはルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を設置した。現在係争中のケース、拘束していない被疑者を除いて、ICTYは来年3月で一旦終了する予定である。2002年に国際刑事裁判所（ICC）が設立（本部ハーグ）され、2000年以降、各地において、国際・国内混合型法廷が設置された。東ティモール、コソボ（2000年）、シエラレオネ（2002年）、カンボジア（2006年）、そして2009年のレバノンの特定事件型法廷。ほか、パキスタンのブット元首相暗殺事件、ムンバイでの大規模テロ事件、パレスチナでのイスラエルの攻撃、などについて設立の可能性が検討されている。

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）は、1993年5月25日、国連安保理決議により設立、3機関（裁判部・検察局・書記局）で構成され、職員は現在79カ国の出身。日本人は4名（裁判部2、検察局1、書記局1）、95～09年119名の被告（83事件）審理終了。現在、44名の被告に関する審理が係争中。裁判部は下級審と上訴審に分かれる。裁判は基本的に公開が原則。傍聴席へは誰でも立ち入り自由。メディアへは法廷の様子を録画放映するが、30分のタイムラグを持った放映が行われ、その間、証人のプライバシー等の間違った情報が流れないようにチェックが行われている。

国際刑事裁判が開かれる社会的なコンテキストは、紛争後の移行期社会であること、歴史的な分断期であること、社会的正義に対する一般共有された認識の欠如、そして加害者・被害者の混在が上げられる。例：東ティモール、シエラレオネ、ボスニア。加害者と被害者の明確な線引きができない。誰がどの程度の悪いことをしているのかははっきりしない。ICCの典型的な社会的コンテキストである。

次に、国際刑事裁判における3つの論点を挙げる。

保護する責任とグローバルな社会統制：保護する責任論に基づく国際刑事裁判（例：ICC）は、一定の犯罪に対しある要件（国民を保護すべき国家の訴追能力ないし意思の欠如など）が満たされれば（例：ICCローマ規定第17条）犯罪がどこで行なわれて

いても裁くことができる。管轄権は加盟国に限定されるが、検察官が自発的に捜査をして訴追することができる(例:ローマ規定第15条)。これに対するグローバルな社会統制理論においては、国連安保理に代表される国際社会における脅威と認知したケースに限り国際裁判を行なう(例:レバノン首相ハビビ暗殺事件、ブット首相暗殺事件)。

法の支配の国際的な平面と国内的な平面の非連続性:かつてはドルフルのような事件が起きても国際裁判をしようという風潮はなかったが、現在では裁判を行うことが国際的な共通認識となった一方、紛争当事国の国内では下級の実行犯が裁かれないという、いわゆる「非処罰のギャップ」が広がり問題となった。

応報正義と修復正義:犯罪者の処罰と、処罰の脅威による犯罪の抑止効果に重点を置く伝統的な応報正義に対し、加害者よりも被害者の視点に立って、被害者の声を裁判に取り入れていくことによって、被害者と加害者の間で一定の対話ができる素地を作っていくのが修復正義。

修復正義では、犯罪を法益の侵害からではなく、人々そして集団への侵害と考える。犯罪によって生じた不均衡を、被害者の権利尊厳の復旧と加害者の更生を図ることで修正すること意図する。国際刑事司法でも注目されており、具体例は南アフリカ真実和解委員会。現行の国際刑事裁判における修復司法的制度は以下のとおり Guilty Plea = 有罪答弁制度(被疑者が公判で自白することで、罪が軽くなる)、公開裁判制度、被害者参加制度。

Guilty Plea に関しては、実行例は ICTY や ICTR であり、期待される効果は、加害者が公に自分の罪を認めるのを見ることにより被害者の心のつかえがとれていくカタルシスと、犯罪者自らが罪を説明することによる真実の発見である。一方で、問題点は、犯罪の性質・程度と量刑の不均衡(ジェノサイドなど、最高刑が終身刑のものも、罪を認めることで7-8年程度になるなど量刑が不均衡に軽くなる)、有罪答弁の真実性への疑義(認めれば軽くなるので、単に刑を軽くするために述べているだけではないかとも指摘される)。

公開裁判においては、期待される効果は犯罪事実に関する情報の提供と集合的記憶の形成である。問題点は、法廷において取り上げられる犯罪事実関係の範囲。法廷で明らかにされる事実は、現在審理されている被疑者が有罪か無罪か明らかにすることを目的とするため、範囲が限定的であり、実体的真実(material truth)と法的真実(forensic truth)の乖離の問題がある。例えばジェノサイドについて、ある犯罪行為を法的にジェノサイドと規定するのか、あるいは通常の戦争犯罪と規定するのかという問題。仮に、ある事件が裁判でジェノサイドと認められたとしても、その後歴史研究を経た後も、同事件がジェノサイドと常に認識され続けていくかは不確定。

被害者参加については、ICCでは被害者が実際の審理に参加できる(制度として取り入れ)。

期待される効果としては、被害者の発言の保障、被害者がこうむった不正義の公的認知、そして損害の回復が挙げられる。問題点は、被害者の範囲の確定。被害者と加害者が相互に混在している状況下、どこで線を引くのか。そして、損害の確定。損害をどのような尺度で測定するのか、被害者の経済的な救済にしようするためのファンドが ICC にはあるが、実際は資金が不足している。

国際刑事法廷の今後に向けての課題はさまざまである。国内刑事法廷との連携、例：ボスニアでの国内での戦争犯罪法廷と連携を進めている。ICTY の収集した証拠を共有、訴追の論点などを議論して決定等を行っている。ICTY からボスニア国内裁判所に移送したケースもあり、移送後、ICTY がモニタリングを続ける。こうしたことを通して非処罰のギャップを埋めていくことを目指す。国内裁判は指導者クラスでなく、中級レベル以下を扱っており、また期限がない。国際刑事法廷の分散化、個別の事件に関してのみ管轄権を持つ国際法廷が増えている。カンボジア、レバノン、などのケースをどのようにして扱うかが課題である。国際刑事法の精緻化に伴う実体的真実と法的真実の乖離の最小化が今後期待される。

古谷 修一先生コメント

移行期の正義における国際刑事裁判の意味を探ることが重要である。刑事裁判はなぜ存在するのか。犯人を裁くためであることはもちろんだが、そのためだけに存在するのか。実際は、多元的な機能を持っている。刑法は多分に政策的な要素を持っている。その特徴は、国際刑事裁判においては更に顕著ではないかと考える。最近の動きとしては、被害者学とリンクする側面を持つし、加害者自身の矯正のあり方についても問題となる。

こうした政策的側面において、最も重要なのが国際刑事裁判の対象となった国における国内的融和との関係である。ICTY は、その後の国際刑事裁判と異なり、現実に紛争が継続している中で設立されたことに特徴がある。旧ユーゴにおける紛争中に国際人道法の違反が多発する中で、それを止めることを目的として ICTY が設立された。したがって、少なくとも当初の目的は、違反の停止・防止にあった。なぜ ICTY がオランダにあるのかは、旧ユーゴが紛争中であり、中立的な裁判を実施するうえでは旧ユーゴ諸国から離れていることが必要だったからである。しかし、ルワンダ国際刑事裁判所以降の裁判所はいずれも紛争終結後に設立されており、移行期社会における和解・融和といった意味が強く打ち出されてくる。また、国内的に法の支配、刑事裁判の公正さが根付いていない場所で国際裁判を実施することで、法の支配に関する教育的効果も持ってきた。考えてみれば、ニュルンベルグや東京裁判も同様の教育的側面があり、ドイツや日本に一定程度そういった効果を与えてきた。法制度を再建、法の専門家を養成するといった側面のインパクトもある。

移行期社会における国際刑事裁判の意味合いは、二つの政策的な側面に現れると考えられる。第一は被害者と加害者の個別的な関係性、第二に社会の融和・和解の促進という側面である。国際刑事裁判がどのような政策的な意図をもって行われているのかという点を分析する視点が重要だろう。国際法学はこれまで裁判所という枠内で国際刑事裁判の特徴・意義を考えてきたが、社会的な視点を持つ必要がある。紛争が発生した社会、国との関係性が重要であり、国際刑事裁判がどのように位置づけられるべきかをトータルに考える必要がある。これは、高度に政策的な判断に基づく現象として、国際刑事裁判を考える視点である。

そうした観点からは、なぜ国際的に裁く必要があるのかということまで含めて、考えることが必要になる。客観性・公正性を確保するという側面からは、第三者が裁く、関係国から離れて裁判を実施することが一番良い。しかし、客観性・公正性だけを重視していたのでは、国内におけるインパクトは弱くなる。東京裁判が仮に上海やマニラで行なわれたらどうだろうか？おそらく、そのインパクトは現在よりも少なかっただろう。実際、ICTYの旧ユーゴの人々へのインパクトは少ないと評価されている。これに対して、ルワンダは社会的な影響が大きく見られる。その点では、犯罪の行なわれた場所で裁判を実施することが重要であり、そうした意味で、客観性・公正性と国内社会へのインパクトを総合的に考える視点が必要なのだろうと思う。

質問：

A氏：

古谷先生から ICC の限界があるという話、個別的な対応では限界があるだろうと思うが、ICC ではない外部機関、NGO などと協力することで、より現地社会にコミットした対応ができるのではないかと。カンボジア国際法廷を訪れた際、被害者が裁判過程に関わっていたのを見、NGO と ICTY で協力している分野はあるか、今後の展望と課題は？

B氏：

03 06 までオランダにいた。ICC に関心あり。当時 ICC の考え方が、ユーロセントリック、人権・法の支配などが根付いていない国にそれを啓蒙するような雰囲気に見受けられた。人権、法の支配といったものを広め、それにより国際正義を広めていこうというグローバル、主権国家が相対化していくような動きがあるが、今後この動きは加速されていくのか、国内社会にきちんとした司法制度が築かれていけば、国際裁判制度は弱くなっていくのか。反政府勢力を裁かせるために、自国政府が ICC に提訴していく場合もあるがどう思うか。

回答：

藤原氏

ICTY と NGO。NGO が ICTY の活動に実質的参加はしていない。ICTY は犯罪者を捕らえ処罰することが目的。NGO が被害者などを連れてこようとしても、むしろ ICTY 検察官らが被害者のもとに直接出向いて話を聞くという姿勢。

古谷先生

ICTY 設立には NGO の活動は欠かせなかったが、ICTY のオペレーションに関与するものではない。

二人目の方の質問に対して。確かに、国際刑事裁判の実施は司法介入主義 **judicial intervention** と評価できるものである。国連の名の下の介入も同様であり、その根底にある正義の観点はヨーロッパ的な正義であることも否定できない。世界的に見るならば、国内刑事制度が整っており公正な刑事裁判が実現されている国家はどのくらいあるか。人権委員会の資料などから判断すると 4 分の 1 程度しかない。だからこそ、国際法廷を行なうことで、国内裁判にも影響を与えていこうという考えがある。これはまさに介入主義である。流れとして、これは止めようもないが、ヨーロッパの価値観が絶対的に正しく、他が間違っているということではなく、一つの選択肢として、現在の国際政治の流れがそうなっていると理解すべきだろう。そうした意味でも、個々の地域のニーズ、伝統などをくみ上げるシステムを作り、それが融合する形にしなければならない。ICC はユニバーサリズムの典型例ではあろうが、現地のニーズをくみ上げるシステムとしては弱いと考えられる。

藤原氏

ICTY もセルビア人の犯罪が裁かれるケースが多い。検察官は主体的に、セルビア人を選択して裁いているというわけではなく、証拠の質・量、捜査の結果であるが、結果的に政治的なメッセージを与えるということはある。だから、検察官は客観的ではあるが、その起訴の結果がもたらす政治的波及効果を見捨てることはできない。

長

ICTY の場合、ボストンに本部がある NGO (Physicians for Human Rights) が遺体の捜査に関与。ICTY に対しては証拠をたくさん提供している。しかし外国人の法医学者が常に現場に入れるとは限らないので、現在同団体は地元の法医学者を育てるという活動も行なっている。

何かが起きたとき最も早く現場で目撃するのは、NGO が多い。特に、人道支援を行なっている団体が多い。人権や裁判に関わるような団体ではなく、こうした NGO が国際法廷で証言を行なうと、よかれあしかれ色がつくので、団体によっては証言しないと宣言しているところもある。

質問：C氏

古谷先生に。地域のニーズをくみ上げるシステム。具体的アイデアあれば知りたい。

質問：D氏

裁かないことによる正義の実現とは。修復的正義は訴追でも実現することができるのでは。最近の内戦は武力ではなく交渉による妥協で解決することが多い。その妥協の中に、戦争犯罪人を裁かない、恩赦という選択をすることもある。しかし国際法廷が戦争犯罪を許さないとして訴追に乗り出すと、妥協解決できず暴力の応酬になる可能性もある。

質問：E氏

国に特化した法廷が多いが、実際の紛争を激化させた背景に近隣国の存在もある。国家に限定された法廷だとそうした第二の戦争犯罪者を裁けないがそこはどうか。また、関与する組織の形態が明確でない場合、紛争の民営化 *Privatisation* や、外部から来る少年兵等の問題等が増えている。実際に紛争を政策的に決定していく主権者と実行者が異なっている場合、因果関係の検証についてはどのような対応が必要か。

古谷先生

実際に、地域のニーズを的確にくみ上げる制度を考えることは簡単ではない。国連のような機関が、トータルな観点から関係国の実情を把握して、法廷設置を判断することが求められている。たとえば、PKO活動が単に停戦確保だけでなく、難民の帰還、選挙実施、統治機構の再建などの多角的問題を含むように、移行期社会において戦後処理のある方について考える必要があり、そこでは加害者の処罰だけでなく、たとえば被害者に対する賠償・補償を担保するシステムなども考えなければならない。

裁かない正義というものも、確かにあるだろうと思う。恩赦などの扱いについては、学説も分かれる。裁くことが法的な正義という点では正しくても、こうした正義が本当に関係国や被害者にとって最善の解決策であるとは限らないところが問題。こうした点を考える視点こそが、国際刑事裁判の問題を見るときには大切である。

隣国の関与については、管轄地域が限定されない点でICCの持つ意義は大きい。

紛争の民営化に関連して、国際刑事裁判では個人責任が出発点となる。しかし現在は訴追対象は指導者が中心。しかし指導者は実行者ではないので、国内刑法上でいえば責任を問うことに無理がある。ICTYでも上官責任や共謀のような理論を拡大して行なっている。国内では犯罪と立証できない対象であっても、国際刑事裁判では対象とできるようにしなければ、そもそも国際的に刑事裁判を実施する意味がない。国内と別理論で行なわなければならないかもしれない。

藤原氏

地域のニーズ。ICTY が設立当初、地域のニーズを考えられていたかは疑問。当時は国際法廷を設置した、ということが何よりの意義とされていた状況であった。ICTY が終わらなければならない今、地域のニーズを考え始めている。

国内の刑事裁判所に、ICTY が行なってきた戦争犯罪法廷の運営方法、ノウハウを移行している。ICTY が収集した証拠を国内裁判所が裁判時自由に利用できるような措置を検討中。ICTY における地域のニーズをくみ上げる方法は不十分であるが、これを一つのステップとして、この先の国際法廷にいかせれば。

裁かないことによる正義。確かにあろうが、ICTY のコンテキストでいえばこのことが現実のこととして語られることは現在までなかった。真実和解委員会のようなものを設立しようという案はあったが具体化されず。セルビア、ボスニア、クロアチアが分断されている中で、恩赦が現実的に可能かどうかは非現実的。

質問 F 氏

南アフリカでは真実和解委員会後も社会的、経済的構造が変わっていないのではないかと。被害者加害者の社会的、経済的立場が異なっているとき、両者の間に信頼は可能か。南アフリカの場合は、被害者が加害者を見下すような尋問形式をとっている、など各国ごとに修復的正義の内容が議論されているのか。

藤原氏

修復的正義。ICTY の場合、本格的に議論されるようになったのは最近 2、3 年。設立当初はなかった概念。安保理が ICTY を閉じるよう指示してから、ICTY 後を考えるようになって議論されるようになった。

公判を通して事実が明らかになってくることにより、例えばスレブレニツァの事件をセルビア人が事実として否定することは今やできないだろう。修復的正義、は事実の認識が共有されていなければ議論できない。ICTY は現状、事実の認識を固めるところに役割を果たしている。

古谷先生

真実和解委員会が出された証拠を刑事裁判で使えるのかという議論を考えると、委員会と刑事裁判が相互に抵触する側面にあることが想像できる。しかし刑事裁判で全てが明らかになるわけではないので、真実和解委員会と補完しあう関係であることが必要になる。政策的な刑事裁判、政策的な委員会、政策的な補償、といった認識が必要。NGO が現場で活動している中で、どのようなシステムが必要かを訴えていく余地があるだろう。

藤原氏

ユーロセントリックな国際法について。ICTYの裁判官の法服・鬘。仮にアフリカ・アジア地域出身の職員であっても、法律の教育は欧米で受けている者がほとんど。こうした人々に動かされている法廷であることは事実で、現地のニーズといった発想はないのでは。法は実行されるべき、裁きは行なわれるべきという完結した世界である。しかし、恩赦や玉虫色といった解決方法を排除したままではいずれ国際刑事法廷は崩壊する。現地の人々のニーズ、現地の人々の求める、認識する正義とは何かということを真剣にくみ上げないと、欧米の正義による自己満足の世界で終わってしまう危険性。

古谷先生

裁判官は受け身な存在であり、現実の裁判を動かしているのは検察官であるとも言える。その点で、検察官の見識が重要となる。起訴する事件の選択は政治的、政策的なものである。ユーロセントリックな裁判に歯止めをかけるには、裁判官が多国籍であるという以上に、検察局にアジア、アフリカの国籍者を多く取り入れるなどして、現地のニーズを柔軟に反映させることが必要だろう。

以上